

標準仕様書案(外部帳票)\_03\_軽自動車税(種別割)

※黒字:必須、青字:オプション、緑字:要検討、赤字:変更箇所  
 ※機能要件の全国照会様式で項番の変更があったものについて、()内で機能WT④議事時点での項番を記載

帳票No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	帳票仕様		機能要件との対応No.	WT④議事概要		WT④最終化に向けた調整方針案			
			出力方式	用紙		帳票要件について	項目について	要件の修正対象	項目検討の有無	構成員意見概要	調整方針案
1	納税通知書(納付書払い)	納付書払い対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書	個別/一括	専用紙	4.1.1.	確認点①:カスタマーコードを指す。(E市) 項目検討が上がっている通り必須項目として定義を行う。(総務省)	10.排気量:課税根拠としては車種のみで十分であるため、不要とする整理で問題ないことを確認した。(総務省) 11.相当年度:課税年度として記載する。(総務省) 19.注釈:注意事項として整理する。 23.振替振込請求書:一体型帳票として記載は残すが、収納WTの検討を踏まえて必要な対応を行う。(総務省) 25.その他説明文:コメントの内容から29~32の法定項目であると見受けられるため、29~32に包有して定義したいと考えている。(総務省) →了解した。(C市) 26.コンビニ取り扱い期限:納付書に印字される項目となると考えている。収納WTの検討状況として、納付書のコンビニ払いの対応を必須として進める方針となっている認識のため、収納WT側での議論に寄せるような対応で問題ないか。(総務省) 27.原荷:収納側の検討内容となるが、納付書などと同様に項目対比表上は一体型帳票として記載を行い、各帳票の内容については取滞納WTの検討に寄せる方針とする。(総務省) 29~32.法定項目だが、プレプリントでも問題ないものと考えられるため、「プレプリント可」として整理を行う。	項目対比表	あり	①(D市):収納WTの検討範囲が不明だが、納税通知書部分が軽自WTの検討範囲という認識で相違ないか。 ②(H市):項目対比表No.26.コンビニ取扱期限について、現状当市では納税通知書側に納期限と合わせて印字されている項目であるのだが、収納側での検討事項ということで確定だろうか。 ③(D市):項目対比表No.4.通知書番号について、番号は機能要件1.1.1.の軽自管理番号(課税事務のためのユニークな管理番号)の認識が良いか。 ④(D市):項目対比表に納税義務者管理番号も必要。 ⑤(H市):項目対比表No.25.その他説明文の中に減免についても記載する方針と認識しているが、相違ないか。	①:納付書部分(納付済み通知・領収書・原荷等含む)については、収納WTでの検討範囲の認識で問題ない(収納WT側とも調整済み)。収納WTの検討結果については共有したいと考えている。 ②:コンビニ取り扱い期限について、納付書側ではな期限と合わせて印字されている項目であるのだが、収納側での検討事項ということで確定だろうか。 ③:以下の方針案の通り、軽自管理番号を別途記載する対応としたい。 ★通知書番号に関する整理方針について以下の整理とし、ご意見のあった「通知書番号」及び「軽自管理番号」の両方も各種通知書の印字必須項目とする方向で整理を行いたいと考えている。通知書番号:通知書単位のユニークな番号 軽自管理番号:機能要件1.1.1.の車両ごとのユニークな番号 ④:「納税義務者管理番号」=「納税義務者の宛名番号」と認識しているが、利用目的を確認させていただきたい。 ⑤:項目No.25の「その他説明文」を復活する。「その他説明文」の印字内容として減免に関する記載以外に想定されるものはあるか。なければ、項目名を「減免に関する説明文」と特定することとする。
4	納税通知書(口座振替)	口座振替対象の納税義務者に対し、該当年度の軽自動車税の税額及び納付時期を通知する文書 なお、複数車両を所有している対象者には名寄せして印字を行う	個別/一括	専用紙・圧着はがき	4.1.1.	定義の記載の通りで問題ないことを確認した。	11.排気量:不要として整理 13.相当年度:当市では、過年度分の口座振替は該当がある。(C市) →口座振替については年1回のため、随時分については実施していない。(E市) →「課税年度」と記載は見直すが、実施していない市でも課税年度と同様のものが印字されると考えているため、必須項目として良いか。(総務省) →問題ない。(E市、H市) 19.口座番号:後半3字がアスタリスクとなる。(H市) →前半4字がアスタリスクとなっている。(D市) →すべての対象者に対して、何らかの形でアスタリスク表記がされていれば問題ないようであるため、備考欄に記載するなどして仕様書内で示したい。(総務省) 20.口座名義人:当市では納通に本人の名前が載っているため、別途に口座名義人の表記がされていないが、記載があっても支障はない。(H市) →送付先と異なる口座名義人の事例があるため、口座名義人の名前は印字されていた方が良い。(H市) →現行印字していない団体でも、印字されること自体には支障がないため、必須項目として整理を進めたい。(総務省) 22.振替対象台数:オプションとして整理する。(総務省) 28.納税組合:オプションとして整理する。(総務省) 30.整理番号:24確認番号に統合 32.合計納税額:15.税額は車両ごとである旨追記する。(総務省) 33.34:問題なし。(必須項目で記載する)	項目対比表	あり	①(C市):項目対比表No.13.課税年度について、必須項目と認識しているが相違ないか。 ②(C市):項目対比表No.19.口座番号について、「備考欄に記載する」とは、納税通知書内に新たに備考欄を設けて記載するということが。 ③(H市):帳票項目対比表No.24.確認番号について、納税義務者と税別、期別の特定であれば通知書番号でも可能ではないか。 ※その他、帳票No.1での確認に包有	①:必須項目の認識で相違ない。 ②:新たに備考欄を設けるものではなく、項目対比表の備考欄に記載することで対応。 ③:これまでの検討を踏まえ、管理番号としては、「通知書番号」や「軽自管理番号」、「納税義務者管理番号」(帳票No1における検討次第)を表示項目としているが、そのほかに管理番号が必要か。(不要であれば、「確認番号」は削除したい)
7	納付書(米軍車両)	日米地協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に基づく駐留米軍軍属軍人等の徴収を行う際(に用いる英語表記に対応した納付書)			9.2.2.	別途利用団体へ照会予定		修正なし	なし	各団体認識相違なし	※機能WTの検討に合わせオプションとして整理。
8	課税明細	複数車両の所有者へ車両ごとに課税根拠となる車両情報及び税額などの明細を記載した帳票	一括	汎用紙		オプションとして定義する方針で問題ないことを確認した。		帳票一覧(順型)	なし	各団体認識相違なし	

資料4

帳票No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	帳票仕様		機能要件との対応 No.	WT①_議事概要			WT②最終化に向けた調整方針案			
			出力方式	用紙		帳票要件について	項目について	要件の修正対象	項目検討の有無	構成員意見概要	調整方針案	資料4
9	重課税通知書	経年重課区分の対象となった車両の納税義務者に対し、当該車両における経年重課率区分が適用され、税額が変更になる旨を通知する文書				納税通知書の“30 根拠法令”で重課税が適用される根拠を記載すれば問題なく、こちらの通知書は削除する方針として問題ないことを確認した。		削除	なし	各団体認識相違なし	※削除	
10	減免申請書(汎用)	減免の申請を行うための様式	一括/個別	汎用紙	3.2.4. (3.2.3.)	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	①(D市):様式の記載内容は保留の認識で良いか。	①: 全体の方針を踏まえ、地方税法令に基づき、条例により自治体ごとに事務を行っているものため、項目検討の対象外とする。※減免決定通知書も同様	
11	減免申請書(身障者用)	障がい減免の申請を行うための様式	一括/個別	汎用紙	3.2.4. (3.2.3.)	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	各団体認識相違なし		
13	減免決定通知書(汎用)	減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書	一括/個別	専用紙	4.2.1.	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	①(D市): 現行の1種類の運用であるため、汎用と身障者用で減免決定通知書を分ける必要はないと考えている。	①: 帳票No14の身障者用の減免決定通知書と分ける必要はあるか。(なければ、統合する方向としたい。) ※申請書についても分ける必要はないか。	
14	減免決定通知書(身障者用)	障がい減免の申請者に対し減免を行うことが決定した旨を通知する文書	一括/個別	専用紙	4.2.1.	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	※同上		
15	課税取消通知書	課税取消の対象となった車両の納税義務者に対し、取消事由や取消税額等を通知する文書	個別/一括	汎用紙/専用紙		オプションとして定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	各団体認識相違なし		
16	課税免除決定通知書	課税免除の対象となった車両の納税義務者に対し、課税免除が決定した旨を通知する文書	個別/一括	汎用紙/専用紙		オプションとして定義する方針で問題ないことを確認した。		修正なし	なし	各団体認識相違なし		

帳票No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	帳票仕様		機能要件との対応			WT① 標準帳票		WT② 最終化に向けた調整方針案		
			出力方式	用紙	No.	帳票要件について	項目について	要件の修正対象	項目検討の有無	構成員意見概要	調整方針案	資料4
17	更正決定通知書	対象者に対し更正(税額変更)がある旨を通知する文書	個別/一括	汎用紙/専用紙	4.2.3.	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。	4.カスタマーバーコード:大量印刷ではないため、現状印字していない。(I市) →業務的な可否ではなく純粋に機能の問題かと思われる。必須でよいと考えている。(APPLIC) →問題ないようであれば必須項目として定義を行う。(総務省) 7.8.納税義務者:送付先と異なるケースが想定されるため、必須として整理を行う。(総務省) 13.更正日:当市では更正決定通知を課税決定通知と課税取消通知で代替しているが、根拠となる更正日は必須と考えている。(I市) →基本的には通知日と同様になると考えているが、必須とする整理で進めたい。(総務省) 18.19.登録年月日、廃車年月日:更正事由に含めて記載する方針とし、こちらは削除する。(総務省) 15.17.更正前、差引増減額:更正決定通知であれば記載されていて問題ない。(E市) 22.23.26.摘要、注釈、備考:「備考」として統合し、必須項目として定義する。また、更正決定通知書は法定通知書ではないため、告示文や根拠法令等の法定項目の記載は任意で備考に記載するものとして整理する。(総務省) 27~30.金融機関~口座名義人:不要で問題ない。(E市) →不要とする。(総務省)	4.カスタマーバーコード:大量印刷ではないため、現状印字していない。(I市) →業務的な可否ではなく純粋に機能の問題かと思われる。必須でよいと考えている。(APPLIC) →問題ないようであれば必須項目として定義を行う。(総務省) 7.8.納税義務者:送付先と異なるケースが想定されるため、必須として整理を行う。(総務省) 13.更正日:当市では更正決定通知を課税決定通知と課税取消通知で代替しているが、根拠となる更正日は必須と考えている。(I市) →基本的には通知日と同様になると考えているが、必須とする整理で進めたい。(総務省) 18.19.登録年月日、廃車年月日:更正事由に含めて記載する方針とし、こちらは削除する。(総務省) 15.17.更正前、差引増減額:更正決定通知であれば記載されていて問題ない。(E市) 22.23.26.摘要、注釈、備考:「備考」として統合し、必須項目として定義する。また、更正決定通知書は法定通知書ではないため、告示文や根拠法令等の法定項目の記載は任意で備考に記載するものとして整理する。(総務省) 27~30.金融機関~口座名義人:不要で問題ない。(E市) →不要とする。(総務省)	項目対比較	あり	①(O市):当市では、更正決定通知書を専用紙に印刷しておらず、業務上の手間や用紙の無駄を省くためにも、5「処分行名」、6「通知書本文」についてもシステム出力されることが望ましいと思う。 ②(I市):項目No.13.更正日は、更正決定を行った日ではなく、更正の根拠となる事由の発生した日付という認識でいたが相違ないか?もしそうではなく、単純に更正日=更正の決定をした日という認識であれば、現状、当市では通知日しか印字していない。	①:ご意見を踏まえ、当該項目をシステム出力対象とする整理で考えている。 ②:ご意見を踏まえ、項目No.14.更正日の表記について、備考欄に「更正の根拠となる事由の発生日」を補足。
18	転出者変更通知書(変更手続き)	転出者に対し、登録車両の変更または廃車手続きを促す文書	個別/一括	専用紙	4.2.9. (4.2.8.)	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。 また、確認点①についても問題ないことを確認した。	3.カスタマーバーコード:更正決定通知書と同様に必須とする。(総務省) 12.排気量:オプションで問題ないことを確認した。 15.手続き場所/取扱窓口:プレプリントと専用用紙を用意して印字することになり管理が煩雑化するため、システム印字必須とした方が望ましい。(I市) 18.注釈:15と同様に必須項目とする。(総務省) 19.納税義務者:必須とする。(総務省) 20:必須項目として記載する。 21.23.24:備考に記載するよう項目として整理する。(総務省) 22.発行日:通知日と同じため不要として整理する。(総務省)	3.カスタマーバーコード:更正決定通知書と同様に必須とする。(総務省) 12.排気量:オプションで問題ないことを確認した。 15.手続き場所/取扱窓口:プレプリントと専用用紙を用意して印字することになり管理が煩雑化するため、システム印字必須とした方が望ましい。(I市) 18.注釈:15と同様に必須項目とする。(総務省) 19.納税義務者:必須とする。(総務省) 20:必須項目として記載する。 21.23.24:備考に記載するよう項目として整理する。(総務省) 22.発行日:通知日と同じため不要として整理する。(総務省)	項目対比較	あり	①(O市):手続き場所について、車種ごとに「軽四ならば最寄りの軽協」、「二輪小型ならば最寄りの陸運局」、「原付ならば市役所窓口」のようにそれぞれ対応する窓口のみ表示させることは可能か。	①:項目表示の制御機能までは要件化しない考え。(そのため、当該機能の有無は、作り込み次第となると考えられる。)
23	死亡者変更通知書	死亡者に対し、登録車両の変更・廃車手続きを促す文書	個別/一括	汎用紙/専用紙	4.2.9. (4.2.8.)	確認点①:現在は相続人と想定される人宛てにワード作成した文書を送付していた。ただし、相続を放棄していた場合に誤って手続きされてしまうことが懸念されることから送付しない方向で代替方法など検討が進められている。(K市) →何かしら代替する文書は必要になると考えているため、検討を進める。(総務省)	3.カスタマーバーコード:更正決定通知書と同様に必須とする。(総務省) 11~16:方針案の通りの整理とする。(転出者変更通知書と同様の整理) 21.但し書き:項目名を「備考」とする。(総務省) 23.24.所有者、使用者:現行帳票は記載があるが、納税義務者のみ印字があれば問題ない。(O市) →納税義務者のみ記載する方向で整理したい。(総務省) 25.手続きに必要なもの:備考に記載する内容として整理を行う。(総務省)	3.カスタマーバーコード:更正決定通知書と同様に必須とする。(総務省) 11~16:方針案の通りの整理とする。(転出者変更通知書と同様の整理) 21.但し書き:項目名を「備考」とする。(総務省) 23.24.所有者、使用者:現行帳票は記載があるが、納税義務者のみ印字があれば問題ない。(O市) →納税義務者のみ記載する方向で整理したい。(総務省) 25.手続きに必要なもの:備考に記載する内容として整理を行う。(総務省)	項目対比較	あり	※同上	
26	廃車申告書兼標識返納書	廃車申告を行う際に利用する様式	個別	汎用紙		省令様式をコピーして活用できれば問題ないか。(総務省) →市民課で転出する対象者に、システムの情報で印字した申告書を渡している。市民側の記入負担の軽減になると考えている。(I市) →承知した。システム出力対象帳票として定義を行う。(総務省)	各団体追加の要望がないようであれば、省令様式(第三十四号様式)とする。(総務省)	修正なし	あり	各団体認識相違なし		
27	納税義務者変更申告書	自治体扱い(原動機付自転車及び小型特殊自動車)の車両に対して発行し、納税義務者の変更申告書として使用する様式	個別	汎用紙		当市では、納税義務者の変更に特化した申告書は用意していない。(I市) →用意はあるが、白紙の様式を渡している。(E市、H市) →システム印字の必要性はない状況であると見受けられるため、不要の方向で整理する。(総務省)		削除	あり	各団体認識相違なし	※削除	

帳票No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	帳票仕様		WT① 議事概要				WT② 最終化に向けた調整方針案			
			出力方式	用紙	No.	帳票要件について	項目について	要件の修正対象	項目検討の有無	構成員意見概要	調整方針案	資料4
28	標識交付証明書	軽自動車や125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の納税義務者に対して、自治体から標識の交付を行ったことを証明する文書	個別	専用紙	4.3.1.	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。	11 型式認定番号;オプションで問題ないことを確認した。 15~18 所有者、使用者;標識交付証明書に印字する必要性はないため、削除する整理とする。(総務省) 25 市制様式;削除	項目対比表	あり	①(H市):帳票項目対比表No.9 型式について、必須項目としたい。主に小型特殊自動車の場合となるが車台番号が数字のみの場合も多く、型式の記載がないと車体が特定できない場合がある。 型式の記載がないために保険に加入できなかったという問い合わせを受けたことがある。 ②(H市):帳票項目対比表No.10 定置場について、必須項目としたい。住登外住民や市外に所在地のある法人が登録する際に、定置場の記載がないとなぜ本市に登録するのかという根拠が不明となるため。	①:ご意見を踏まえて、必須項目とする方針で進めたい。 ②:ご意見を踏まえて、定置場の印字を必須とする方向で考えたい。(現在記載していない団体も特に記載されていて問題ないと想定)	
29	廃車申告受付書(廃車証明書)	廃車時や名義変更時に、廃車に係る事項を証明する申告を受け付けた旨を証明する文書 自賠責保険の解約や変更手続きを行う際にも用いる	個別	専用紙	4.3.2.	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。	3 廃車受付印;印影及び日付はシステムから出力される。(H市、I市) →必須項目として定義する。(総務省) 7 納税義務者(住所);車台がどういう状況であれば良いか分かれよいため、不要と考えている。標識交付証明書と異なる住所の場合は、新しい住所を教えることによる懸念もある。(E市) →特段住所を記載する必要がないようであれば項目自体は不要として整理する。(総務省) →保険用の場合、住所は保険会社側で必要としているケースが考えられるため、影響がないか調査したいので保留いただきたい。(I市) →承知した。(総務省) 10 証明書本文;あっても問題ないが、帳票名称から自明であるためなくても問題ないと考えている。(C市) →差し支えなければ他の帳票と同様に項目の記載は定義したいと考えている。また、当該帳票は証明書ではないため、名称は「本文」としたいと考えている。(総務省) 17 型式認定番号;オプション 21 市制様式番号;削除 30 押印欄;譲渡証明書欄の項目として譲渡人の押印欄を追記する。(総務省)	帳票一覧/項目対比表	あり	①(H市):項目No.18 型式について オプションではなく必須としてほしい。 標識交付証明書に記載の理由と同様、小型特殊自動車の保険の加入の際に型式が必要であるとの申し出を受けたことがあるため、保険解除の際にも必要となる可能性がある。 ②(I市):項目No.7 納税義務者(住所)について、保険会社側で必要かどうかは総務省の方で確認するというお話を聞いたと思うがいかがか。また、廃車申告受付書に住所の記載が無いと、譲渡証明書の旧所有者の住所と突合して確認することができないため、あった方がいいのではないかと。	①:ご意見を踏まえて、必須項目とする方針で進めたい。 ②:住所について、事務処理上メリットがあれば、必須項目として定義する方向で検討したいと考えている。いくつかの団体に確認したところ、現状、住所印字を行っていない場合でも、自賠責保険に関する手続きが行われている状況と認識。 ※定置場については、オプションのまま問題ないという理解が良いか。	
30	廃車申告受付書(強制保険用)	自賠責保険の解約や変更手続きを行う際に必要な廃車に係る事項を証明する文書	個別	専用紙	4.3.2.	29 廃車申告受付書に統合し、強制保険用として必要な要件を帳票概要及び項目対比表に記載する。	※項目対比表は29と同様 34 備考(保険変更用);自賠責保険解除時に必要な旨を印字しているが、9.備考と同一のため印字の打ち分けができればよい。(I市) →9に統合する整理とし、保険用の場合にはその旨の印字が必要であることを補記したいと考えている。(総務省)	削除(No.29に統合)	あり	※同上		
31	課税物件異動通知書	他市町村の廃車受付を行った際に該当市へその旨を知らせる文書	個別	汎用紙/専用紙	4.2.4.	必須帳票として定義する方針で問題ないことを確認した。	4 公印;当市では市長名の場合は公印省略にはならない。(I市) →公印省略の団体でも、公印印字されて問題ないようであれば必須としたい。(総務省) 19~20 新納税義務者は転入元の団体へ通知する必要があるか。(総務省) →通知先の団体からの問い合わせ時に納税義務者を把握するために利用する場合がある。(I市) →承知した。新納税義務者も印字対象とする整理で進める。(総務省) 19~22 課税上は納税義務者の把握が必要であることから、28~31の所有者の項目を納税義務者に置き換える方針で検討しているが、問題ないか。(総務省) →旧所有者は、現行印字されているが、旧納税義務者のみとした場合、影響があるかどうか確認したい。(D市) →承知した。(総務省) 23 摘要;24 備考と同様の利用用途であるため、こちらは削除する。(総務省)	項目対比表	あり	①(D市):所有者の項目を納税義務者とする件について、業務上特に支障がないと思われるため、納税義務者とするで問題ない。 新納税義務者の住所の記載について、転入元の団体に通知する必要はないと思われるかどうか。 新納税義務者には課税権が無いため、当市では登録しない。現状通知されているが活用したことが無いため、活用している団体があれば活用方法を知りたい。	①:旧所有者についても印字項目から削除し、納税義務者へ通知するものとして整理する。 新納税義務者の住所について、活用している団体はあるか。あればその方法を確認させていただきたい。	
33	車検用納税証明書	軽自動車税の納税を行ったことを証明する文書	-	-	(4.3.4.)	検討対象外として問題ないことを確認した。		削除	なし	各団体認識相違なし	※削除(収納WT検討事項)	

帳票No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	帳票仕様		機能要件との対応 No.	WT①_職掌概要			WT②最終化に向けた調整方針案		
			出力方式	用紙		帳票要件について	項目について	要件の修正対象	項目検討の有無	構成員意見概要	調整方針案
35	記載事項変更証明書	標識番号や車名、型式、排気量、車台番号について、台帳記載事項の変更があったことを証明する文書				要件から削除する方針で問題ないことを確認した。		削除	なし	各団体認識相違なし	※削除
36	駐留軍属軍人雄雄車両軽自動車税証紙	日米地協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に基づく駐留米軍軍属軍人等の証紙徴収を行う際に用いる様式			9.2.2.	別途利用団体へ照会予定		修正なし	なし	各団体認識相違なし	
37	警察用照会事項回答書	警察署からの照会事項への回答様式	個別	汎用紙	6.1.1. 6.1.2.	任意の印字項目を指定して回答できることが望ましい。(I市) →機能要件の6.1.2で印字対象の指定を行うものを定義しているが、そちらの認識で相違ないか。(総務省) →問題ない。(I市)	4 公印:公印省略の場合もある旨を補記する。 7 警察用認証文:必須で問題なし。 14 生年月日:所有者の生年月日は照会されたことがある。(D市) →所有者及び使用者について、生年月日が照会される可能性があることから定義する方向で整理したい。(総務省)	項目対比較	あり	①(E市):任意の印字項目を指定して回答できることであれば問題なしですが、警察からの照会では、生年月日については回答していない。	①:印字しない対応も可能なため特に問題ないかと考えている。
38	公安委員会用照会事項回答書	公安委員会からの照会事項への回答様式	個別	汎用紙	6.1.1. 6.1.2.	公安委員会の様式が全国共通かどうかは現在照会中のため、照会結果を踏まえて改めて議論を行う。		修正なし	あり	各団体認識相違なし	

資料4